

回復の見込みがない状態における延命処置不開始・終了に関わるガイドライン Q&A

(患者さん及びご家族の方を対象)

- Q 1. 一度、延命処置の不開始・終了の判断をしたら、その後変更は不可能な
のでしょうか。
- A 1. 変更はいつでも可能です。ただし状況によっては、後戻りできない場合
もあります。
- Q 2. 患者本人とその家族の意思が異なる場合、家族の意思は聞き入れてもら
えないのでしょうか。また、患者本人の意向、意思を確認した後に、意
思の確認ができなくなった場合、患者家族が患者の意思とは逆の延命処
置の実施または拒否を望んでも変更できないのでしょうか。
- A 2. 患者さんの認知能力などに支障がなく、適切に意思表示ができる状況で
あることを前提として、原則として、患者さんの意志が尊重されるべき
と考えています。ご家族に異なるご意見がある場合は、主治医を含め、
患者さんのご家族等により対応を相談することが望ましいと考えます。
- Q 3. 延命処置不開始に関する同意書または延命処置終了に関する同意書にお
いて、開始しないまたは終了する延命処置を記載するようになっていま
すが、具体的な内容を説明してもらえるのでしょうか。
- A 3. 具体的な内容については、医療チームから説明いたします。